

ひょうご震災記念 21世紀研究機構

平成 22 年度 外部評価報告書

平成 23 年 12 月

ひょうご震災記念 21世紀研究機構外部評価委員会

## 目 次

|                |    |
|----------------|----|
| 1 序文           | 1  |
| 2 機構全体の評価      | 2  |
| 3 組織別の評価       | 4  |
| 4 研究調査に関する査読結果 | 6  |
| [ 参考資料 ]       |    |
| 評価の方法          | 7  |
| 外部評価の実施経過      | 7  |
| 外部評価委員会 委員名簿   | 8  |
| 業績評価実施要綱       | 9  |
| 外部評価委員会設置要綱    | 10 |

## 1 序文

ひょうご震災記念 21 世紀研究機構（以下「機構」という。）は、平成 18 年 4 月の設立以来、阪神・淡路大震災の教訓である「安全安心なまちづくり」と「共生社会の実現」をミッションとし、研究調査・情報発信・学習機会の提供などの諸事業に取り組んできた。

機構は、平成 22 年 4 月に公益財団法人へ移行し、公益性、透明性をより一層高めるよう、事務・事業の適正化に努めているところである。

今年度の外部評価委員会では、平成 22 年度から新たにスタートした「第 2 期中期目標・中期計画」のもとで取り組んだ事務・事業について、評価項目ごとに検討し、厳正に評価を行った。

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、広域複合災害として未曾有の被害をもたらした。東海・東南海・南海地震や首都直下地震が現実味を増してきている今日、阪神・淡路大震災の被災地に誕生したシンクタンクとして、本年 5 月 30 日には「災害対策全書（全 4 卷）」を発刊し、現在に至る様々な災害の教訓化、共有化に備えるようにしたが、この点でも今後ますます充実・発展していくことを願ってやまない。

## 2 機構全体の評価

外部評価委員会は、この機構が、「人と防災未来センター」及び「こころのケアセンター」の運営も含め、その設立趣旨に沿い、阪神・淡路大震災という歴史的経験とそこから得られた教訓をもとに、概ね所定の成果をあげ、更に今後の活動が期待される組織として充実してきたと理解している。

そこで当委員会では、機構のミッションに基づいた活動を期すため、経年評価に加え、今回は焦点を絞った評価を行うこととし、特にシンクタンクの要ともいえる研究調査について、当委員会で直接査読を実施し、更に「研究調査体制の強化」「効果的な情報発信」などについて議論し、次のような提言を行うこととした。

### (1) 研究調査体制の強化

#### (骨太研究の設定)

- ・ 東日本大震災以降、機構の認知度が一層高まっている現状にあって、災害に対する社会の脆弱さを警告し、どうしたらそれを乗り越えることができるのかといった大きな研究テーマにも取り組んでいくこと。
- ・ 政治・経済・社会の全面的な改革が要請されている今日、それに対応できる骨太の研究テーマを設定すること。

#### (研究期間の複数年化)

- ・ 研究テーマによっては、期間を複数年とし、十分な議論を経て、より実効性の高い政策提言につなげることができるような環境づくりに取り組むこと。

#### (研究方式の検討)

- ・ ユニークな研究成果が得られるよう、研究テーマに応じて、個別研究方式・研究会方式を選択するともに、研究会方式においては、そのテーマについて秀でた研究者を中心とした体制を構築し、研究成果の質向上に努めること。

#### (焦点を絞った研究)

- ・ 具体的な政策提言につなげるため、現場の状況やそこに生きる人たちの実感に寄り添いながら研究を進めること。

#### (研究調査の進行管理)

- ・ 研究テーマと研究成果にズレが散見されるため、研究調査の進行管理を徹底すること。
- ・ 研究テーマの見直しや変更、研究員の交代など、研究期間内に生じる様々な問題について、あらかじめ機構としての対応方針を定めておくこと。

#### (各研究部門の連携)

- ・ 「人と防災未来センター」、「こころのケアセンター」、「研究調査本部」の3つの研究部門が共同で取り組む研究テーマを設けるなど、それぞれの連携を強め、機構の特色を生かした研究調査・政策提言を行っていくこと。

#### (研究助成事業の見直し)

- ・ 研究助成については、あらためてその対象と内容などについて検討すること。

### (2) 効果的な情報発信

- ・ ホームページをはじめとした情報発信のツールについては、その情報量を増やすことに努め、新しい情報をリアルタイムに提供していくこと。
- ・ 電子媒体による情報発信が可能なものについては、閲覧者に利用しやすい環境を整え、提供していくこと。
- ・ これまで機構が行ってきた研究や事業（人材育成を含む）がどのような成果をあげてきたのか検証を行い、その結果について情報発信につなげていくこと。

### (3) 外部評価の見直し

- ・ 外部評価委員会において議論する項目をあらかじめ機構内で設定し、その年ごとに特色のある評価を実施していくこと。
- ・ 研究調査の期間が複数年にまたがる場合、前年度までの研究成果を踏まえて評価する必要があるため、評価方法の見直しを行うこと。
- ・ 外部評価委員が現実的かつ効果的な評価を行うことができるよう、事業の現場を視察する機会を設定すること。

### (4) 効率的な運営

- ・ 業務運営の効率化を進めている点は評価できるが、サービス・事業の質の低下や効率化による問題が生じないよう引き続き工夫すること。

### 3 組織別の評価

今回の外部評価では、研究調査本部、学術交流センター及び管理部がそれぞれの組織で平成22年度に実施した事務・事業について評価を行った。

#### (1) 各組織の担当事務

| 組織       | 担当事務   |
|----------|--|
| 研究調査本部   | <ul style="list-style-type: none"><li>① 総合的、実践的な研究調査<ul style="list-style-type: none"><li>・「安全・安心なまちづくり」「共生社会の実現」に関する研究調査</li><li>・研究助成（共同研究支援事業）</li></ul></li><li>② 研究成果の普及・政策提言<ul style="list-style-type: none"><li>・研究報告会の開催</li></ul></li><li>③ 情報・資料の収集・整理・保存・展示<ul style="list-style-type: none"><li>・阪神・淡路大震災の経験の集積と伝承に関する記録（オーラルヒストリー）</li><li>・「災害対策全書」の編集・発行</li></ul></li></ul>   |
| 学術交流センター | <ul style="list-style-type: none"><li>① 政策提言・研究成果等の普及<ul style="list-style-type: none"><li>・21世紀文明シンポジウムの開催</li><li>・国際シンポジウム・フォーラム「淡路会議」の開催</li><li>・「21世紀ひょうご」の発行</li><li>・ニュースレター「H e m 2 1」の発行</li><li>・ホームページによる情報発信</li></ul></li><li>② 学術交流の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・「ひょうご講座」の開催</li><li>・21世紀文明研究セミナーの開催</li><li>・兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク構想推進事業の展開</li></ul></li><li>③ 交流ネットワークの推進<ul style="list-style-type: none"><li>・「兵庫自治学会」への支援</li></ul></li></ul> |
| 管理部      | <ul style="list-style-type: none"><li>① 機構の業務運営の効率化・質の向上に関する事項<ul style="list-style-type: none"><li>・業務運営の効率化</li><li>・業務の質の向上</li><li>・業務・組織の見直し</li></ul></li></ul>  |

## (2) 評価及び所見

| 組織       | 評価 | 所見   |
|----------|----|--|
| 研究調査本部   | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>研究企画委員会が各研究にどのように関与していくのかを検討し、テーマの設定、研究の進捗へのチェック体制を充実させること。</li> <li>研究員に行政職員を充てたことは、行政担当者の質的向上に寄与するものと考える。</li> <li>今後、テーマによっては、複数年の期間でじっくりと取り組んでいくことを検討すること。</li> <li>「災害対策全書」を作成したことは大いに評価できる。今後、本書の活用について工夫していくこと。</li> <li>研究成果のうち、政策策定に結びついたものについては、その検証も含めてより広く発信していくこと。</li> <li>オーラルヒストリー事業での資料は、極めて重要なものであるため、公開の仕方、時期等については、もっと早く決定すべきであった。</li> </ul> |
| 学術交流センター | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>シンポジウムは、時機を得た内容で、極めてインパクトのある事業であり評価できる。</li> <li>今後、アジア太平洋地域をはじめ海外に発信していくよう、シンポジウムの開催だけにとどまらず、書籍の発刊（英文を含めて）が望まれる。</li> <li>「21世紀ひょうご」の発信方法について検討していくこと。</li> <li>機構の研究成果の発信のため、「21世紀ひょうご」に特集を組むなど効果的な方法を検討すること。</li> <li>ホームページについては、タイムリーに全国からのニーズに応えることができるようこれまで以上に意識した取り組みを行うこと。</li> </ul>   |
| 管理部      | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営の効率化、業務の質の向上、組織の見直しについては、評価できる。</li> <li>業務の継続性や課題への取り組みなどに効率化によるマイナス面を生み出さないよう検討し、働きやすい環境づくりに努めること。</li> <li>外部資金の獲得については、引き続き努力していくこと。</li> </ul>   |

[評価基準]

S：計画を上回る優れた業績をあげている

A：計画通り

B：計画通りとは言えないものの、工夫若しくは努力によって計画を達成し得る

F：計画を大きく下回っている、又は計画そのものの見直しが必要である

## 4 研究調査に関する査読結果

研究調査本部の研究員が、平成22年度中に取り組み、完了した8テーマについて、外部評価委員会委員が、各々査読し、判定を行った。

査読結果に基づき、当委員会において協議を行い、それぞれの評価を下記のとおり決定したところである。

### 評価結果一覧

| 研究テーマ                              | 重点研究領域         | 総合評価 | (参考)<br>自己点検評価<br>委員会による<br>総合評価 |
|------------------------------------|----------------|------|----------------------------------|
| 安全安心社会の研究<br>—「安全・信頼指標」と「信頼指標」の開発— | 地域の<br>安全安心    | B    | B                                |
| ストック活用型地域総合交通政策のあり方                | 地域の<br>安全安心    | B    | B                                |
| 上下流連携による流域マネジメント                   | 地域の<br>安全安心    | A    | A                                |
| 福祉社会実現のための新しい公共セクターの構築             | 長寿国にっぽん<br>活性化 | A    | S                                |
| 医療・福祉産業活性化によるまちづくり戦略               | 長寿国にっぽん<br>活性化 | A    | A                                |
| 女性・高齢者の就労支援と家庭支援及び雇用の創出            | 長寿国にっぽん<br>活性化 | A    | A                                |
| 長寿社会における高齢者の介護・医療システムの適正化戦略【介護編】   | 長寿国にっぽん<br>活性化 | A-   | A                                |
| 災害対策をめぐる国際協力の仕組みづくり                | 国際社会<br>への貢献   | A    | A                                |

判定基準 S : 大変評価できる A : 評価できる B : あまり評価できない F : 評価できない

## 參 考 資 料

## [参考資料]

### 評価の方法

評価については、機構による自己点検評価及び外部評価委員会による評価を実施した。

外部評価委員会の評価は、自己点検評価の結果を踏まえ、外部評価委員会を開催して実施した。

評価の種類及び評価方法は、次のとおり。

| 評価の種類 |                | 自己・外部の別 | 評価方法   |
|-------|----------------|---------|--|
| 個別評価  | 研究調査・完了報告分（8件） | 自己点検評価  | <ul style="list-style-type: none"><li>研究担当者は記述により行う。</li><li>自己点検評価委員は4段階評価を行い、所見を付す。</li><li>自己点検評価委員会を開催し、評価を決定する。</li></ul> |
|       |                | 外部評価    | <ul style="list-style-type: none"><li>4段階評価を行い、所見を付す。</li></ul>  |
| 総合評価  | 組織別            | 自己点検評価  | <ul style="list-style-type: none"><li>事業ごとに4段階評価を行ったうえで、組織別に4段階評価を行い、理由を付す。</li></ul>  |
|       |                | 外部評価    | <ul style="list-style-type: none"><li>4段階評価を行い、所見を付す。</li></ul>  |
|       | 機構全体           | 外部評価    | <ul style="list-style-type: none"><li>人と防災未来センター及びこころのケアセンターの評価結果を踏まえ、機構全体について、記述により行う。</li></ul>                              |

### [5段階評価の評価基準]

#### 個別評価（研究調査）

S：大変評価できる A：評価できる B：あまり評価できない F：評価できない

#### 総合評価（組織別）

S：計画を上回る優れた業績をあげている

A：計画通り

B：計画通りとは言えないものの、工夫若しくは努力によって計画を達成し得る

F：計画を大きく下回っている、又は計画そのものの見直しが必要である。

### 外部評価の実施経過

(1) 第1回外部評価委員会 平成23年8月11日(木)

内容：外部評価の進め方

評価に関する意見交換

(2) 外部評価委員による書面評価 平成23年8月～11月

(3) 第2回外部評価委員会 平成23年11月28日(月)

内容：各委員の評価状況の報告

委員会評価の協議

外部評価委員会 委員名簿

(委員: 50音順)

|     | 氏名     | 所属等                             |
|-----|--------|---------------------------------|
| 委員長 | 新野 幸次郎 | 財団法人神戸都市問題研究所理事長                |
| 委員  | 足立 幸男  | 関西大学政策創造学部教授                    |
|     | 渥美 公秀  | 大阪大学大学院人間科学研究科教授                |
|     | 岡本 久之  | 兵庫県立大学副学長                       |
|     | 木村 陽子  | 財団法人自治体国際化協会理事長                 |
|     | 佐藤 友美子 | サントリー文化財団上席研究フェロー               |
|     | 瀧川 博司  | 兵庫県商工会議所連合会常議員                  |
|     | 泊 次郎   | 東京大学地震研究所特別研究員<br>(元 朝日新聞社編集委員) |

# 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 業績評価実施要綱

## (趣旨)

**第1条** 本要綱は、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「機構」という。)が定款第3条に定める目的を効果的かつ効率的に達成し、県民等に対する社会的責任を果たすため、同第4条に掲げる調査研究その他の事業(以下「調査研究等」という。)について実施する業績評価(以下「評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

## (評価の区分・実施主体)

**第2条** 評価は、自己点検評価及び外部評価とする。

- 2 自己点検評価は、機構各組織で実施し、評価結果を理事会に報告の上、外部評価に付すこととする。
- 3 自己点検評価のうち調査研究の評価に関しては、理事長が指名する副理事長、相談役、研究調査本部長、研究統括で構成する自己点検評価委員会を設置して実施する。
- 4 外部評価は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から選任された委員を構成員とする外部評価委員会が、自己点検評価の結果をもとに実施する。
- 5 外部評価委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

## (評価の対象)

**第3条** 評価は、機構が策定する中期目標及び中期計画に沿って実施される調査研究等の実績を対象に行う。

- 2 中期計画の策定については、可能な限り、具体的な目標値の設定、実行プロセスの明確化等を図るとともに、参加者や関係者へのアンケート、ヒアリング等を行うなど評価に必要なデータ情報の収集に努めるものとする。
- 3 指定管理者として機構が管理する阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター及び兵庫県こころのケアセンター(以下「両センター」という。)が行う調査研究等の実績に関する評価は、それぞれ別に定める業績評価制度によるものとする。

ただし、機構全体の総合評価については、両センターの当該評価結果を踏まえて実施するものとする。

## (評価の実施等)

**第4条** 評価は、個別事業評価と総合評価を併せて実施する。

- 2 個別事業評価は、中期計画に掲げる全ての調査研究等の推進状況について、可能な限り客観的に把握し、評価を実施する。
- 3 総合評価は、前項の個別事業評価をもとに、社会的有用性、有効性、効率性等の観点から組織単位及び機構全体を評価し、業務のあり方、組織のあり方、改善すべき点等について明らかにする。

## (評価の実施時期)

**第5条** 評価は、前の年度に行った調査研究等の実績に対して遅滞なく実施する。

- 2 複数年度にわたる調査研究については、年度ごとに成果を取りまとめ、その成果について中間評価の自己点検評価を実施することとし、当該調査研究の完了後、当該調査研究の全体について評価を実施するものとする。

## (評価結果の取り扱い)

**第6条** 評価の結果については、以後に機構が行う調査研究等の計画、予算等に適切に反映するものとする。

- 2 機構は、中期目標及び中期計画について、必要に応じ、一層適切となるよう見直しを行うものとする。

## (評価結果の公表)

**第7条** 評価の結果については、ホームページ等によりその概要を公表する。

## (庶務)

**第8条** 評価に関する庶務は、機構管理部総務課において処理する。

## (その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、評価の実施について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 外部評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「機構」という。）業績評価実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第4項に基づき、機構に外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、機構の調査研究その他の事業の評価を行い、その結果を理事長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から、理事長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (部会)

第7条 委員会は、高度に専門的な観点から評価を行う必要があると認める場合は、委員会に部会を設けることができる。

2 部会の運営については、別に定める。

### (専門委員)

第8条 委員会は、調査研究の評価を行うため、調査研究テーマ別に、専門委員を選任し、査読を委嘱することができる。

2 専門委員の選任は、調査研究に関する行政関係者及び学識者の意見を聴いて行う。

3 専門委員は、1テーマにつき1人とする。

### (謝金)

第9条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、理事長が別に定めるところにより謝金を支払う。

### (旅費)

第10条 委員が委員会の職務を行うために、会議等への出席のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に準ずる。

### (庶務)

第11条 委員会の庶務は、機構管理部総務課において処理する。

### (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。